

## ○名城大学における共同研究等の学生参加に関する方針

令和6年4月1日

教員各位

名城大学学長  
小原 章裕

本学では長年の信用の蓄積により、企業、他大学、他機関との共同研究等の件数が年々増加しています。これは、教員の努力と高度な研究成果が社会から評価されてきた結果です。この共同研究等に学生が加わることがあります。

昨今、共同研究先企業の（法務）担当者から、参加学生の秘密情報保持や知的財産権の取り扱いを懸念する問い合わせが増え、本学の学生参加についての方針の明示を求められています。

また、経済産業省の「大学における秘密情報の保護ハンドブック」（平成28年10月全部改定）、同省の「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」【追補版】（令和2年6月）が示されています。そこでは、相手先企業や学生の立場の見解も示されていますが、本学は明確には対応できていません。

今回、共同研究等の学生参加にかかる本学の考えを方針として示します。研究代表者、研究分担者の皆様は、共同研究等始める前に確認をお願いいたします。提示事項は次の5点となります。

学生：学部学生及び大学院生を指す。

### 1 学生は自由意思で参加を決める

共同研究等への参加は、学生が自由意思に基づいて決めることとなります。学生は学費を払い教育を受ける立場にあり、参加を強制できないという考えです。しかし、研究者や高度技術者を目指す観点から、あるいは先端的教育の享受、社会の現場での課題への取組の観点から、教育上有意義であると判断されるケースもあります。研究代表者が学生参加を判断する際には、「教育上有意義であること」、「自らの意思で参加すること」、「学生の教育を受ける権利を阻害しないこと」の確認をお願いします。当たり前のことですが、共同研究等に参加を希望しない学生に不利益な扱いを行うことはできません。

### 2 学部学生は原則参加させず、大学院生から参加を選択させる

学部学生は、主として教育を受ける立場であり、雇用された教員と同等に企業等との契約上の義務や責任を負わせることは、社会通念上ふさわしくないと考えられます。一方、大学院生は教育を受けつつ、自身の研究を進める立場のため、教育上有意義であり、自身の研究を進めるうえで過度の負担がなく、研究代表教員から契約にある秘密保持や研究成果にかかる注意事項義務や責任の説明を受けたうえで、共同研究等の協力者になることを選択できます。ただし、教育上必要不可欠である場合には、契約企業の同意の上で、研究代表教員の指導の下、契約上の秘密情報に触れず、知的財産の創出に直接的に関わらない形で、学部学生の参加を認める場合があります。その場合にも、参加学生は大学に誓約書を提出します。

### 3 参加学生への説明事項

研究代表教員は、参加対象の学生に次の説明をお願いします。

- ① 共同研究等への参加は自由意思であり、断ることで不利益を被りません。
- ② 研究協力者として参加する場合は、自身の義務と責任が生じます。  
義務：共同研究にかかる情報に関する秘密保持  
責任：自身が契約違反に当たる行為をとった場合の責任  
例えば秘密情報の目的外使用や第三者開示がそれにあたります。
- ③ 研究成果の取り扱いについて、契約書通りとなります。  
(研究成果発表時の制約、相手方との事前調整があるなど)
- ④ 自身の研究成果であっても、当該研究にかかる知的財産権は大学に承継されます。  
①～④の説明を受けた後、参加学生は大学に誓約書を提出します。

### 4 契約書への氏名記載と誓約書の提出

共同研究等に「研究協力者」として参加する場合は、大学院生であっても契約書に氏名が記載されます。また、自らの意思で参加し、秘密保持や知的財産権の取り扱いの合意を確認するため、参加学生は誓約書を研究代表教員に提出します。提出しない場合は参加を取りやめることとなります。

研究協力者：研究分担者及び本大学の専任の教育職員以外の者で、研究資料の収集及び整理又は研究補助等の業務に従事する。(受託研究及び共同研究規程施行細則第4条)

### 5 参加学生を当該研究費で雇用する

経済産業省「大学における秘密情報の保護ハンドブック」には次の記述があります。

「共同研究の場において、学生等を雇用し秘密保持義務を課すことは、コストがかかる一方で、人的リソースを確保することによる研究成果のコミットや、意図せぬ情報漏えいの可能性の軽減などといった観点から、大学、共同研究先機関・企業双方にとってメリットがあります。また、学生等にとっても、より本格的な産学共同研究活動に携わることが可能になるなどの教育・研究上の利点があると考えられます。」また、雇用関係にある学生が研究活動中に行った発明は、特許法第35条を適用し職務発明として取り扱え、契約書に従って手続きを進められます。このようなメリットを勘案し、研究代表者は当該研究費で参加学生をできるだけ雇用するようにお願いします。

研究協力者(大学院生)の雇用身分：研究補助員(補助員)

契約手続き中、契約期間中及び後に、学生参加にかかるトラブルが発生した場合は、共同研究にかかる関係者全員の損害になりえます。本方針をよく理解した上で、実施してください。

以上

参考：経済産業省「大学における秘密情報の保護ハンドブック」

[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/himitsujoho.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/himitsujoho.html)

経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」【追補版】

[200630\\_guideline\\_tsuiho\\_r2.pdf \(meti.go.jp\)](#)